### ○ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成二十九年二月二十四日)

(経済産業省告示第三十号)

改正 平成二九年 三月二八日経済産業省告示第五四号

同 三一年 三月二九日同

第六八号

令和 元年 七月 一日同

第四六号

同 五年 三月二八日同

第二三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

#### 1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第29号に掲げるショーケース(以下「ショーケース」という。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、目標年度(令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するショーケースのエネルギー消費効率(3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値をという。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

			区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	外気の遮断	形状	温度带	冷却方式	扉の形態	
1 A	クローズドタイプ	箱形	冷蔵	冷気強制循環形	スイングスライ	$E = 2.24V_1 + 150$
					F	
1 B		四面・五面ガラス式			スイング	$E = 4.16V_2 + 85$

1 C		リーチイン(冷凍機					$E = 2.61V_3 - 217$
1 D	]	が下置きのもの)				スライド	$E = 0.822 V_3 + 694$
1 E			冷	凍		スイング	$E = 5.08V_3 + 4274$
1 F		ガラストップ式			冷気自然対流形	スライド	$E = 4.11V_2 + 440$
1 G					冷気強制循環形		$E = 19.5 V_2 + 1643$
2 A	オープンタイプ	多段形(天井吹出	冷蔵	中温	冷気強制循環形		$E=11.6 V_4-440$
2 B	]	形)(薄形)		高温			$E = 8.31V_4 - 3$
2 C	]	平形(片面)		低温			$E = 17.9 V_2 + 1577$
2 D	]			中温			$E = 5.03V_2 + 1214$
2 E	]		冷凍	低温			$E = 13.4 V_2 + 4321$
2 F				中温			$E=20.7 V_2+1558$

備考1 「薄形」とは、日本産業規格(以下「JIS」という。) B8631—1(2011)に規定する最大外形寸法に基づく奥行き(以下「製品奥行き寸法」という。) (単位 ミリメートル) が800ミリメートル未満のものをいう。

備考2 「片面」とは、JIS B8631-1(2011)に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。

備考3 「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回動させて開閉する扉の形態をいう。

備考4 「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。

備考5 Eは基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時毎年)の数値を表すものとする。

備考6  $V_1$ 、 $V_2$ 、 $V_3$ 、 $V_4$ は調整冷却内容積(単位 リットル)であって、次の表の左欄に掲げる区分ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

Dは製品奥行き寸法をいう。

dは天井部の奥行き寸法(以下「天奥行き寸法」という。) (単位 ミリメートル)をいう。

VはJIS B8631-2(2011)付属書JBに規定する冷却内容積(単位 リットル)をいう。

V (&01D D0001	2 (2011/11)
区分名	調整冷却内容積
1 A	$V_1 = (550/D) \times V$
1 B	$V_2 = V$
1 C	$V_3 = (800/D) \times V$
1 D	$V_3 = (800/D) \times V$
1 E	$V_3 = (800/D) \times V$
1 F	$V_2 = V$
1 G	$V_2 = V$
2 A	$V_4 = (600 / ((d+D) / 2)) \times V$
2 B	$V_4 = (600 / ((d+D) / 2)) \times V$
2 C	$V_2 = V$
2 D	$V_2 = V$
2 E	$V_2 = V$
2 F	$V_2 = V$

ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分ごとに応じて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものにあっては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする。

区分名	調整冷却内容積下限値
1 A	172
1 B	174
1 C	444

1 D	857
1 E	389
1 F	66
1 G	374
2 A	356
2 B	267
2 C	90
2 D	178
2 E	207
2 F	163

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

ショーケースのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名又は形名
- 口 区分名
- ハ 冷却内容積
- ニ 製品奥行き寸法
- ホ エネルギー消費効率
- へ 製造事業者等の氏名又は名称

# 2-2 遵守事項

(1) 2-1 のハに掲げる冷却内容積は、JIS B8631-2(2011)付属書JBに規定する冷却内容積をリットル単位で表示することとし、この場合

における許容範囲は、表示値の±3%又は±1リットルのいずれか大きい方とする。

- (2) 2-1の二に掲げる製品奥行き寸法は、ミリメートル単位で表示すること。製品奥行き寸法及び天奥行き寸法が異なる場合は、製品奥行き寸法及び天奥行き寸法を表示すること。
- (3) 2-1のホに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年 通商産業省令第74号)別表第3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。
- (4) 2-1に掲げる表示事項の表示は、本体の見えやすい箇所に表示すること。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。
- (5) 3のただし書きにより測定したものについては、その旨を記載するとともに、実際の使用時にはエネルギー消費効率として表示されている 年間消費電力量より増加する旨を記載すること。
- 3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、JIS B8631-2(2011)付属書JAに規定する試験方法により測定した年間消費電力量(定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれ周波数で測定した数値のうち大きいもの)(単位 キロワット時毎年)とする。ただし、加温機能等の付加機能を有するショーケースにあっては、付加機能のない標準製品の性能により測定することができる。

附則

- 1 この告示は、平成二十九年三月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成三十年三月一日から施行する。
- 2 2の規定は、この告示の施行前に製造又は輸入されたショーケースについては、適用しない。

附 則 (平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十九年四月一日) から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省告示第四六号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (令和五年四月一日)から施行する。